同等品を選定する場合の手続きについて

仕様書等に「同等品可」と表示のある物品については、仕様書に示したメーカー・ 型番の品目と同等以上の品物(以下、「同等品」という。)を選定し、入札に参加することができます。

同等品を選定する場合は、次の手続きにより事前に総務課総務検査室へ同等品を申請し、確認を受けてください。

事前に確認を受けていない同等品で見積もり、落札者となった場合、その物品で契約を締結することができない場合がありますので、必ず事前確認をお願いします。

記

1 同等品の定義

同等品とは、仕様書に記載する規格・品質等と同等以上であるものをいいます。

2 同等品確認の方法

同等品により入札参加を希望する者は、下記の提出期限までに次の書類を総務 課総務検査室へ提出してください。 (FAX可)

- (1) 同等品確認申請書
- (2) 同等品確認書
- (3) 同等品候補の掲載されたカタログ・価格等の資料(コピー可)
- 3 提出期限 令和7年10月28日(火) 午後5時
- 4 同等品可否決定の通知

期限までに提出された同等品確認書については、<u>10月29日(水)午後5時</u>までに、同確認書の「確認」欄に、認定の場合は「O」を、不認定の場合は「×」を記入して返送(FAX)します。

5 問い合わせ先

熱海市経営企画部 総務課 総務検査室 電話 0557-86-6039・6097 FAX 0557-86-6034